

平成26年度第3回
東京都ひとり親自立支援計画策定委員会
会 議 録

平成26年11月27日
東京都福祉保健局

(午後 6時02分 開会)

○ひとり親福祉係長 定刻を過ぎましたので、ただいまから東京都ひとり親家庭自立支援計画の第3回目の計画策定委員会を開催させていただきます。

本日は、本当にご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。座らせていただきます。

初めに、お手元の会議資料のご確認をお願いいたします。こちらの次第が最初についておりまして、その後に委員名簿、それから資料の1、2、3、4と資料4枚ついてございます。合わせて、机上にチラシを置かせていただいております。一つは、国の方で作成をしております「ひとり親の就業をご支援ください―事業者の皆様へ」というチラシになっております。もう一点は、母子・寡婦福祉法の改正によりまして父子福祉資金が今年の10月に創設されまして、そちらの貸し付けのご案内ということで、東京都で作成をしましたリーフレットと、中に、新しく始まりますということで周知のチラシを入れてありますので、ご参考にご覧いただければと思います。また、参考資料としまして、机上にデータ等は置かせていただいております。こちらは次回も使用いたしますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。また、本日の委員会は公開となっております。後日、会議録、議事録につきましてホームページに掲載をいたしますので、よろしくお願いいたします。

では、本日、委員で欠席の委員がおられますので、ご紹介いたします。福祉保健局総務部企画担当課長の中川委員でございますが、業務の都合によりまして本日欠席となっております。また、ご欠席の委員にかわりまして代理でご出席いただいております委員がおられますので、ご紹介申し上げます。産業労働局の松田委員の代理としまして、就業推進課就業推進係の藤本直樹係長でございます。

○藤本係長 藤本と申します。よろしくお願いいたします。

○ひとり親福祉係長 また、本日は、商工会議所事務局産業政策第二部副部長の福田泰也様に、企業の立場からということで、オブザーバーとしてご参加いただいております。

○福田副部長 東京商工会議所の福田と申します。よろしくお願いいたします。

○ひとり親福祉係長 それでは、委員長、お願いいたします。

○松山委員長 それでは、ただ今より議事に入ります。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○ひとり親福祉係長 それでは、資料の1から4につきまして、簡潔にご説明をさせていただきますと思います。

本日は骨子ということで、資料の1から3で計画の構成(案)と、内容を主にまとめたものを骨子(案)ということで、資料をご提示しております。まず、資料の1をご覧くださいと思います。

この第2期の計画につきましては、ひとり親支援に必要なもの、常に必要なもの、視

点として押さえておかなければならないもの、ということを中心に構成されております。従いまして、基本的には2期計画を継承いたしまして、次期の計画で重要な部分について新たに盛り込んでいくという案になっております。

資料の1の構成(案)でございますけれども、今回の情勢の変化としましては、1回目のときにご説明申し上げました母子・寡婦法の改正ということで、父子家庭支援が明確に位置づけられたという部分ですとか、施策の周知というところで強化をされているというところがございます。

また、2点目としましては、今年の8月の末に出されました子供の貧困大綱、こちらの方で指標など示されておりますので、この点も盛り込んでいくと考えております。

それを踏まえまして、変わっているところですが、1番の「はじめに」は同じような形になっています。2番のひとり親家庭の状況のところ、2期計画では7番目に児童虐待とひとり親家庭というのが入っていたのですが、この児童虐待とひとり親家庭は後の方に出てきます母子生活支援施設における支援のところでも触れていきますので、第3期計画では、ここに代えまして、今申し上げました、ひとり親家庭の貧困率というのがかなり高いということで問題になっておりますので、この点の数値等、状況を入れていくという案にしております。

3番目は、東京のひとり親家庭の支援機関の状況というところなのですが、ここは母子・寡婦法の方でも周知の強化がされたというところで、必要な人にどう届けるかという視点がこれからかなり重要になってまいりますので、この中に自治体の中での関係窓口、そして、地域も含めた関係機関ということで、ここは項目を立てていくということにしております。

4番目の調査のところですが、ここは第2期計画でも当事者インタビューですとか区市町村調査などを行いまして、その結果をここに入れ込んでいるのですが、今回は、昨年度、ひとり親家庭に育つ子供の状況調査、初めに資料として冊子を置かせていただいておりますが、そこで様々なお子さんの声というのを、なかなか調査としては母数が少ないなどのことがありますけれども、いろいろな声を拾っておりますので、そこから抜粋してここに掲載したいと考えております。

第Ⅱ部は、施策の課題とあり方について記載をする部分なのですが、ここは項目立てとしては基本的に継承した形で考えております。ただ、下のほうに、子供の支援、今回は子供の貧困大綱ということもありますし、その子供に特に視点を置いた支援というのが重要になってくるということがございますので、5番目として「子供への支援」ということで新たに項目を起こすという案になっております。

6番目の括弧で広報・普及啓発等というところがありますけれども、ここは周知の部分をもっと丁寧にやっていかなければいけないという課題を踏まえまして、周知に関しては今、予算要求をしているところがございますけれども、その査定の結果によりまして、どういう形で書いていくのかということは検討していきたいと思っております。

す。

資料1につきましたは以上です。

資料2をご覧いただきたいと思います。ここも、今ご説明いたしましたところで、理念・施策分野・視点については基本的には第2期をそのまま継承していくという形で、分野については、5番目、「子供への支援」ということで今申し上げたとおりです。

視点のところも、家庭の状況に応じた自立目標に向けての支援、母子家庭・父子家庭双方への支援、3点目に子供の健全育成、4点目に関係機関連携、それから施策の周知ということで、ここも基本的には第2期と同じでいいかと思っておりますが、今申し上げたような視点で、少し中の記載の部分で新たに盛り込むべきところ、父子家庭の部分ですとか貧困率の問題というところを入れていくという案にしております。

続きまして、資料3をご覧いただきたいと思います。こちらが、基本的に計画の本文となる部分となっております。

ここは、第2期計画と第3期を比較できるような形で今並べております。第2期計画の欄がこういう形で計画の中に記載されているということになりますので、ここがイコールこの第2期の間に取り組んできた内容ということになります。その隣が3期、そこに対応する形で3期をどうしていくかというところ。その右の子供の貧困大綱で示されている指標と施策ということで、これは国が貧困大綱として示している部分をそのまま載せております。この計画はひとり親計画ですけれども、貧困計画でもこういったところの指標は示されているということで、どのような形で掲載するかは今後検討になってきますけれども、貧困大綱で定められている部分についてひとり親計画ではこういう部分で対応しているということがわかるような形での掲載になってくるかなと思っております。

一番右側の、他に記載すべき事項というところは、ひとり親の場合は一般施策という他で用意されている施策も、色んなものを活用して自立に向けてやっていくということも重要ですので、参考にすべき施策ですとか、あとはいろんな各自治体さんですとか、例えば母子生活支援施設さんですか、少し進んでいる取り組み、参考としたいような取り組みをコラムみたいな形で掲載していくということで考えております。

中身についてご説明を申し上げますと、まず就労支援のところですが、第3期計画で第2期と違うところという部分では、1点目の各家庭の状況にあわせた支援というところは都で行っている就労支援の部分ですので、基本的に実施の体制は変わらないのですけれども、これまでも言われていますとおり、就業率自体はひとり親は高いという状況にありますので、単なる就業率向上ということではなくて、その一人一人に合わせてどういう風にやっていきたいのかというところを丁寧に継続して支援していくということがかなり重要になってくるということですとか、あとは、DVもかなり多くて、離婚ですとかDVの影響によってかなり精神的にダメージを受けている

という方が多くなっている、ハローワークですとかそういう通常の就労支援に乗るまでになかなか時間がかかる、乗っていけないというような状況もありますので、そういう意味ではひとり親家庭の就労支援というのはとても重要だということと言えると思っております。また、就労は様々なサービスがありますので、そういったところと連携して取り組んでいくのも必要だというような中身になっております。

2点目の、多様な働き方としての在宅就業のところは、東京都で在宅就労支援事業ということで5年間、在宅ができるスキルを身につけるという事業をやってまいりました。それを踏まえて、今度は実際に就労機会の提供、在宅就業の仕事を提供できるようなそういう仕組みというものを検討していくのが必要なのではないかとということで、ここも今、予算要求をしているところでございます。

3点目はより良い就職ということで、中卒のお母さんも多いということで、ここは最低限、高卒の資格がないと本当に条件のいい就労、先に全く進んでいかないということがありますので、ここは都で直接実施できるのは町村分のみですけれども、このところも対応していく必要があるということで、これも予算要求をしているところでございます。

4点目は地域における総合的な就労支援ということで、ここは地域のほうでもワンストップサービスということで、例えば母子自立支援員とは別に就労支援員を置いて、地域でも総合的な支援が行えるようにするという取り組みがありますので、この強化ということになっております。

その次の相談体制の整備のところですが、こちらは基本的に2期の計画を引き継ぐような形で3期計画も考えております。この中には、特に自治体の窓口でどう必要な人に確実に繋げるかという視点で、例えば戸籍の窓口ですとか住民票の窓口、いろんな窓口があると思いますけれども、そこからどうやっていくのか、そういった仕組みをちゃんとつくるということが必要だということですね、その辺を入れていきたいと考えています。

あとは、父子の福祉資金ができたということで、あと父子相談も今回の法改正によって義務化されておりますので、こちらの父子相談の対応力の充実ですとか、ますます母子・父子自立支援員の相談の支援の資質向上というのですかね、そういうところを強化する必要がありますので、そこについて東京都はひとり親支援センターの相談支援の専門性というところを生かして、そういうところ、地域のその従事者への支援というところを強化していかなければいけないというところ、あと、養育費の確保という部分になっております。

その次の子育て支援・生活の場というところも、ここも項目としては2期計画を引き継ぐ形で考えております。保育、学童クラブにつきましては、その保育の分野、学童クラブでの分野の取り組みを進めていくという形にしております。

その2点目の母子生活支援施設の支援のところは、今回、東京都の児童福祉審議会の

提言の中でも、児童虐待の防止、未然防止、あとは一旦分離した親子をまた再統合するときの支援、そういったことでも母子生活支援施設を、その機能をもっと活用していけるのではないかということの提言も出ておりますので、そういう活用についての記載。そして、母子生活支援施設は地域で暮らすひとり親家庭の支援の拠点としてももっとそういう存在にされになり得るのではないかということで、その部分も少し書き込んでいきたいと考えております。

その次の経済的支援も、こちらでも2期計画を継承するということで、これは国の取り組みですけれども、新たに児童扶養手当と公的年金との併給、父子福祉資金の創設というのがありましたので、これを入れていく。あと、他制度ですけれども、ひとり親の医療費助成ですとかそういった制度もございますので、そういった部分も入れ込んで作っていくという風になると思います。

最後が、新しく項目立てをしたいという案になっております。子供への支援ということで、ここには3点ほど項目としては入れる形になろうかと思っております。

1点目はひとり親家庭の子供の就労支援ということで、今、お母さん、お父さんが自分の就労について相談をする中で、実は子供の就労についても悩んでいるということが多くなっているという話を現場のほうからも聞いております。現実、今も東京都のひとり親家庭支援センターの就労支援のところでは、子供の就労支援もあわせて、あくまでも家庭ということで、お母さんの相談を受ける中であわせて子供の就労とはなりませんけれども、そこも実際にもう既に対応しているということもありますので、ここは子供への支援ということでは今後も充実をしていろいろな形で支援ができればと、その必要性はあるのではないかなと考えております。

2点目は、面会交流支援事業の実施ということで、これは民法改正を踏まえまして、2期計画には入っていないのですけれども、平成24年度から東京都のほうで面会交流支援事業というのを実施しております。この実施をして、今3年目になりますけれども、子供のための面会というのが本当に一番大切なことでありますので、その子供にとってよい面会交流となるには、同居親、別居親、双方が子供のための面会なんだよということをどれだけ理解をしているかということが、この支援がいい結果になるのか、また子供に負担になるのか、そういうところの分かれ道になってきていますので、その辺の理解というのが今後必要になってくると思っております。

最後、3点目は、子供の学習支援事業の実施ということで、ここは貧困を連鎖させないということでも、子供の学習の機会の確保というのは大変重要だといわれております。東京都の方では、モデル事業としまして、今年も学習支援事業、学習塾タイプと、それから家庭教師派遣タイプということで、二つのコースを既に実施しております。モデル事業ですので、これは今のところは来年度までの取り組みということになっておりますので、都の役割としましては、その実施の状況を各区市町村の方にフィードバックしまして、地元の子供たちにとって身近な自治体での実施に繋げてい

く、そういった取り組みが重要であろうと思いますので、そのあたりを記載していくのではないかなと思っております。

最後、資料4は、参考までに、これまでの第1回目、第2回目で皆様のほうにご議論いただきました内容の、本当に簡単にまとめた抜粋になっておりますので、こちらは参考にご覧いただければと思っております。

資料につきましては以上です。

○松山委員長 それでは、この内容について意見交換を行う前に、今日オブザーバーとして商工会議所の福田様に来ていただいておりますので、企業の側からの就職の話について伺いできればと思います。

ひとり親施策に関しては、国の取り組みとして民間事業者に対する協力要請ということで、資料の中に今日、国の方で作っているチラシの方も入れさせていただいたんですけれども、ひとり親雇用での助成金などは一応用意されております。このような制度が、実際、民間の方として活用されているのかどうかというところを、一応、商工会議所の福田様の方から、そういうのを踏まえまして、実態についてお話をお聞かせ願えればと思います。

お願いいたします。

○福田副部長 東京商工会議所は中小企業支援を主としている団体でございまして、本日のひとり親の皆様の自立支援というテーマについて直接関係しておりませんので、東商として考えておりますことを述べて、ご参考にしていただければと思っております。

ちょうど11月13日に、「2020年を見据えた首都東京の国際相互協力強化に対する提言」というテーマで提言をまとめまして、昨日、安藤副知事を初め東京都の皆様にもお送りしたと聞いております。人口減少の問題は深刻な問題ですが、その中でも企業から見た場合、働く方々が減っていくということで、全施策を通じてこの人口減少の問題は解決しなければならないと考えております。

また、少子化の問題は都市問題という要素もあり、東京を始め、行政には抜本的な待機児童対策や女性が社会に出やすい環境づくり、それから、若者の未婚率が高いということで、若者のいわゆる婚活の支援などの提言を行っており、仕事と家庭を両立しやすい勤務形態の普及促進につきましてもお願いしているところです。

その中で、東京商工会議所として、何に取り組むべきかということについては企業も仕事と家庭を両立しやすい勤務形態の導入促進などについて、普及啓発が必要であるという問題意識は持っております。特に、東京商工会議所の会員には、中小企業が多く加盟していただいています。働き方の見直しについては、中小企業としても今後、少子化が進む中で、魅力ある職場づくりに取り組み、そのような状況を発信していかないと、働き手の方にも来ていただけません。そういう意味では、都内の中小企業に対する普及啓発がとても重要であるというのが我々の今のスタンスでございます。

資料の3で説明がありましたけれども、多様な働き方としての在宅就業の推進などについては、企業としても今後、少子化が進む中で考えていかなければならないところでは。一方で、短時間勤務や、育児休業のとりやすい職場づくり、ワークライフバランスをいかに考えた職場にしていくかというのは、中小企業の場合、色々な制約がある中で取り組まなければならないという状況に直面しているのが実情です。

ひとり親の家庭の方々の問題については、企業のサイドから見ると採用のときに家庭の事情などは、それによって何がどうするということはございませんでして、あくまでもその方がどういう方か、どのような能力を持っていच्छるのかといった視点で採用するのがほとんどのケースだと思います。今後、介護ですとか、お子様がいる中でどのように人材を活用をするのかといった配慮は出てくるとは思いますけれども、採用の段階では人物本位で見るのが実情です。そういう意味では先ほどご説明ありました、従業員のスキルアップについて、行政に支援をしていただきたいと思います。中小企業も能力のより高い方に来ていただきたいというのは同様の事情ですので、ここは非常に必要なことだと思っております。

座長からお話がありました雇用促進の制度ですとか、利用率の話ですが、直接の調査をしたわけではありませんので確たることは言えませんが、一般的にさまざまな助成制度とか支援制度については、なかなか企業の皆さんに浸透しないところがありまして、そこをいかにPRしていくかというのが一つの課題になっております。そういう意味では、こちらの制度をいかに利用していただくかということについても、今後の重要な課題だと考えます。

とりあえず、簡単なことなのですが、以上でございます。

○松山委員長　ありがとうございます。

それでは、企業の方の今の状況も踏まえて、先ほどの、入りやすいのは今回のテーマである就労支援のところから入りたいと思うんですけれども。この辺でご意見等がある方、それともこういうことをやっているということがある方、ご意見をお願い致します。

では、高田委員、お願いします。

○高田委員　高田です。

今、この特定求職者の雇用開発助成金という形で、中小企業さんでも大企業さんでもこういう形をしてくださっているんですけれども、よく相談等々で聞くことがあるんですけれども、これが今、半年ずつでしたかしら、半年で1年間出るという形で、1年間経つと雇用解約という形が発生しているということを聞くと、多分、雇い入れの方ではこの制度を使ってひとり親を入れてくれるんですけれども、長くは考えていないというか、最初からこれ目当てと言ったらいけないですけど、この制度、助成金のために入れるけれども、大変に残念なことに、そういうのを聞くとショックなんですけれども、私は。かなりこういうことを聞くんですけれども、どうでしょうか、現状

は。

○福田副部長 私の知る範囲では、そういう事例は聞かないのですが、本当に悪質な例は別として、個別の企業でいろんな事情があります。例えば非常に経営が苦しくなった場合などにお話のようなケースはあるかもしれませんが。助成金につきまして、我々としては、当然のことながら、きちんと正当に使っていただきたいという普及啓発はしております。ただ、詳細は私も把握しておりません。

○森田副委員長 具体的には、例えばひとり親をこの制度を使って雇用された場合に、何か雇用の継続のためにこういう風な配慮が必要だとか、あるいは、例えば子育てと就業がなかなかうまくいなくて、でも、例えばもうちょっと子供が大きくなればきつと十分に働けるからとか、そういうようなひとり親が働き続けられるようなアドバイスをする部署というのは、具体的には商工会議所では持っていらっしゃらないですか。

○福田副部長 そうですね、ひとり親の方ということではありませんが、子供のいらっしゃる女性の活躍推進や職場への定着というのは、商工会議所として重要な課題として考えております。行政には保育所の充実をお願いしているほか、事業所内保育の推進が必要であることも申し上げております。それから、短時間勤務など、制度上、可能なものについては整備することの普及啓発をしており。また、商工会議所にはポータルサイトがあり、東京都のワークライフバランス認定企業などの好事例を発信することによって、少しでも多くの企業が真似できるようにという形の普及啓発は行っております。

○森田副委員長 私は杉並区で子育て優良事業者表彰という活動に七、八年かかわってきました。小さな商店や小さな事業所で、非常に優れた、いわゆる最低の労働条件だけではなくて、多様な工夫をして子育てと働くということの両立を進めていらっしゃる事業者がかなり応募されて、審査し、表彰してきました。その中で皆さんおっしゃるのが、誰か困ったときに相談に乗ってもらえて、働くのを中断させないでも頑張れるような形に工夫していく、アドバイザーみたいな人がいるといいということです。小規模の企業や、男性が主体の工務店、あるいはタクシー会社のようなところになると、なかなかそういう相談に乗る人がいないので続かないという話を伺いました。商工会議所の中で全体として、仕事と子育てなどのワークライフバランスに関して担当者の方たちが相談にいくとか、継続するための方法の相談場所を商工会議所としては持っていらっしゃらないのですか。

○福田副部長 就業の継続ということではありませんけれども、専門相談の労働に関する相談のなかで、どのように取り組むべきかなどを社労士などのアドバイザーからアドバイスを受ける体制はありますので、事業者の方にもご利用いただきたいと思っております。

○森田副委員長 私がとても思うのは、障害をもつ人たちの継続とひとり親の人たちの継

続というのは、近い支援体制が必要ではないかということです。職業トレーニングと同時に、就業を継続していくために、職場の中でサポートしたり、あるいは周辺でサポートしていくような調整をする人が必要ではないかということをととても感じているので、お話しさせていただきました。どうですか、そんなことは。

○高田委員 私は、ひとり親家庭が現状、相談を受けたりなんかしているときに、安定性がないということ、要は。これはこういう助成金があって1年ですけれども、その先、子供は大きくなりますから、すぐ大きくなるんですよ、なんですけど、小さいときから続けて働くというところを、とにかく商工会なり企業さんなりに受け入れてほしい。要は、先生おっしゃったように、一つは障害の人たちはパーセントで実は受け入れがあるじゃないですか、でもひとり親ってないんですよ。ましてや、いろんなパターンがもちろんありますけれども、再就職をしようというときにハローワークのところだけだと、今マザーズハローワークとかありますけれども、どうしてもうまくいかないんですよ。そこは、なぜかというと、企業さんのところの器で、まあリーマンショックがあったりなんかして大変、企業さんもずっと縮小をしたのはわかりますけれども、そのひとり親家庭というのは実は大黒柱なんですよ。子供がいて、一人の女性じゃなくて、子供がいるんですよ。子供のために何としても継続的に働ける職場というのは、大企業だけではなくて、中小企業でも零細企業でも全ての企業さんをお願いしたいことは、簡単に首切りにしないで、例えばもしかしたら、先ほどもお話があったように、もし無理だったら短縮のものとか、いろいろなパターンを作って長期に、要は子供が育つまでの期間というのを何とかやってもらいたいというのが本当にずっとずっと声を上げていることで。もちろん、そのお母さんたちの努力もなきゃいけないんですよ、覚悟もいるんですよ。ですけど、なかなかそこに、病気のことであったりとか色々なことがあって続けられない人も入るというのが現状なんですけれども、それでも少なくともその親たちを雇い入れをしてくれるシステムなり方法なりが、とても日本は冷たいなと思います。そこだと思います。自立をしたいんですけどできないんですよ。ましてや、本当に再就職をするときに何も、例えば資格も無いなんていうと雇い入れが難しいじゃないですか。はかりにかけたら、資格持っていて働ける人を探るじゃないですか。一人の人を探るじゃないですか。子供がいて大変で休まれるだろうし云々だろうしってリスクがいっぱいある人は採らないですよ、企業さん。企業の側とすれば分かりますよね、それは。でも、そこを私はこのひとり親家庭が本当に幸せになるということは、日本の、この子たちは即大きくなって社会に還元するんですよ、税金を納めていけるように、子供たちを。その子供たちのためにお母さんの雇い入れをしてもらいたい、お願いしたいです。

○石井委員 よろしいですか。雇用関係の話が多く出ておりますので、雇用関係の部署である東京労働局から意見というかコメントをさせていただきます。

まず、高田委員のおっしゃった特定求職者雇用開発助成金、これにつきましては厚生

労働省の所管の助成金でございまして、6カ月定着後、さらに6カ月後に定着した後に出すという助成金でございます。ご指摘のような会社がいた場合には次の助成金が出ないことになりますので、そのリスクを負ってまでそのような解雇をするかどうかという話だと思います。それはむしろ福田オブザーバーがおっしゃっていたとおり、ごくわずかな悪質なのであったとしても、どちらかという、受け入れて、その方がひとり親のお母様だとして助成金を利用するという風なのが多いので、要するにひとり親だから、この助成金が出るから雇うというのは実は余りないのかなというのが現場の感触でございます。

となると、もしそういう形で、なかなか6カ月、もしくは1年で定着していないということであれば、多分受け入れるその雇い入れというよりかは、まさにそれは、副委員長がおっしゃった受け入れた後の定着をどのようにしていくかと。それは、福田オブザーバーがおっしゃっている、企業として努力してもなかなか難しい部分があると。それは多分、子供の関係で休んでしまったりとか、あとは長時間できないということがあったときに、それを全部、企業側に責任として負わすべきなのかといわれるとそうではなくて、副委員長のおっしゃった障害者雇用と若干、親和性があるのは、障害者雇用ですと、ご承知のとおり、ジョブコーチみたいな形で定着支援が入ると、それがひとり親に関しても何らかの形でできないかというのはそのとおりなのかなと。ハローワークにつきましては、そこも含めて雇用指導官というのがおりまして、ひとり親のお母様なり、もしくは生活保護を受給している方が、ハローワーク経由で就職されたり雇い入れた事業主さんに対しては、要するに雇用管理改善ということで働く場の環境をよくしようというところにいるいろいろご助言させていただいているところです。

なので、ある意味、企業側がやっていただくそういった魅力ある職場づくりと、我々がそれに関してこうやったらよくなるよと、あとは企業努力の中でまさに労働条件に係ることですと労使で決めるものでございますので、じゃあ、すぐ行政が規則を変えるべきだとか労使協定を変えるべきだといってもなかなかできないところがございまして、そういったところをある一定程度、企業側のご努力に任せるとして、多分、行政側がやらなければいけないのは、そういった企業の努力をいかにして支える環境をつくるかと。そういった形で企業が努力できる環境が整備されると、多分、雇い入れた後、続くのかなと思っている次第でございます。

ハローワークのほうでも若干そういった支援をさせていただいているものの、いわゆるひとり親の方だからどうのという風なものではなくて、就職困難な方々というのは実は非常に多くいると。先ほど、障害者に関しては雇用率がという風なお話がございました。唯一、日本の法律の中で積極的な雇用規制をしているのは障害者だけでございます。それは、ご承知のとおり、障害者に関してはどう考えても永続性のある障害というのがあるから、あえてそういった雇用率を設定してまで事業主に義務をかけて

いると。じゃあ、ひとり親のお母様方、障害者と同様だけ就職困難性が非常に高いとは思いますが、じゃあ、突き詰めてというときに、ひとり親はそうだと、じゃあホームレスはどうだと、色々あるわけですね。なので、それを言い続けると切りがなくなってしまうので、雇用対策を担う我々の考えとしましては、企業もある一定程度、努力している中で、いかにして行政が支えていくかと、周りが支えていくかという風なところなのかなと。その意味では、副委員長がおっしゃったとおり、障害者に比べれば定着という意味での支援で、我々国としてもどこまでちゃんとやれているかと言われたときには、まだまだ足りないのかなと。じゃあ、それが我々ハローワークの方だけでできるかという、我々だけでもなかなかできない部分があるので、じゃあそれを全部企業かという、実はそうではなくて、もう少し違ったプレイヤーがいるのではないかなという風なのが雇用対策を担う私としては感じる場所ですね。それが、もしかしたら、福祉部局なのかもしれないし、そうじゃないかもしれないし、新しい制度が来年度、生活困窮者の支援法ができるから、もしかしたらそこかもしれない。いろいろ多分、今後また出てくると思いますので、何らかの形で、要するにストンと落ちないような形であるのかなという風なのは、個人的には思う次第でございます。

- 森田副委員長 今おっしゃったことには、私も賛成です。私は児童福祉が専門なので子供たちの側から見ていると、どこでもいいから支えてくれればいいのです。子育て世帯をいろいろな形で調査してみると、どこかの誰かがしっかりと支えてくれれば、その家族は自立していけます。「制度を網の目のように整備してほしい」とよく言われますが、網目ではなくて重なりを持って落っこちないようにしていかないと、網の目だけでは網の目から落っこちてしまいます。調査を色々していくと、ひとり親になって3年間までが勝負で、この3年間を手厚くしっかりとケアして、自立へのリズムに家族を乗せていくことが私は重要だと思っています。そういう意味では、母子生活支援施設が、2年間でその家庭らしい暮らしのリズムをつくって、その後アフターケアで何年かサポートをしていくような、スモールステップで暮らしを支援していく仕組みをいろんな形で作っていくことを社会的に用意しないと、落っこちてしまってからだと、その後で拾い上げるのは大変という感覚を私は持っています。

渋谷先生のところでは2年間で、ほとんどの方が退所していけますか。

- 渋谷委員 そうですね、はい。うちの場合は退所してからも同じ支援をしますので、働き続ける支援という中で、一番お母さんたちが助かるのは、退所してから病気になったときに保育園に預かってもらえないとかいう時に、すぐに、その日にお迎えをお願いしたいとか、あと逆に、その日に急に子供が熱出ちゃったから保育園に行けないので預かって欲しいとかいうことに関して、退所した世帯に対してはそういう支援ができるので。子供の病気、風邪だとかいうのは突発的に起きて、前もって予定していて誰かに頼むというわけにはいかないもので、それで、また母子生活支援施設だけじゃな

いんですけど、社会的に孤立している人がすごく多いので、実家に頼めないとかいう方が多い中で、そういうところの安全基地というか、何かがあったら病気のときに助けてもらったりとか、何か職場で色んなことがあったら助けてもらえとか、そういうようなところの支援ということが多分、企業側だけじゃないところで、ひとり親が働き続けるということの中で一番大変なのは、病気のときの保育みたいなのところではないかなと、突然の突発的な保育ということがもう少し充実していればいいんじゃないかなと感じています。

うちは本当に退所してからもそれをやっていますので、退所してからのお母さんたちが途中で仕事をやめるということはほとんどないですね。ただ、10世帯の世帯なので、そんなに多くはやっていませんけれど。

○森田副委員長 先生のところでは、アフターケアは何年間されるんですか。

○渋谷委員 うちはもうずっと、まだ20年目の施設なんですけど、ずっと関わりは、もう一生関わっていこうと思っていますので。

○栗原課長 どのくらいあれば、需要というとおかしいですけど、あるものですか。

○渋谷委員 そうですね、今この話聞いていてその数字を出そうと思ったんですけど、忘れちゃいましたけど、でも1カ月に4、5件は、退所した子の中ではありますね。あと冬場には重なってしまうとかいうこともあるので、一応ほぼ100%、退所した人も受けるということで。あと、職場でトラブルがあったから保育園にお迎えに行けないので行ってくれというようなこともお受けはしています。

うちでお子さんを預かって、お母さんがお迎えに来るというような。

○森田副委員長 具体的には、保育という形にすると保育者が必要になってきます。職員の方の人数などの条件というのは設定されていますか。

○渋谷委員 母子の場合、うちはないですけど保育所を作ってやっている場所もあるので、施設内保育をやっている場所もあるんですけど、うちはそういうことなく、結構緩い感じで、一応、保育士を持っている職員がいるので、正確に言うと、病後児保育の看護師がいるわけでもないの、隣が特養なんでそこの看護師さんを利用するみたいなこともあるんですけど、そういう中で熱が40度以上というのはだめだとか、そういうあたりの規則をつくって、基本的にはほとんど受けるようにはしています。

○森田副委員長 なかなかそうやって、いつでも受け入れてくださる母子生活支援施設はないですね。保育園でも受けないですよ。

○石井委員 まさしく、今日、東商のオブザーバーで副部長に来ていただいていますけども、我々ハローワークなり労働行政をつかさどっているところだと、本人の能力とか適性があれば企業はぜひお仕事をお願いしたいんですね。ただ、雇った後の不確実性というのが極力あると困ると、その不確実性は当然、ひとり親の方だからどうだというのは多分余りないんですよね。だから、そこが最小限ない、もしくはどこかで支

えてくれるというのさえ企業がわかれば、実は全く関係なく雇い入れるというのも、実は副委員長から障害者の形が出て、障害者とイコールではないにしても、障害者の話をしますと、本当にまさに障害者ってそういったところが今、手厚くなってきているので、多分、国の障害者雇用の数というのは年々上がってきているというのがあります。だから、同じように企業さんが雇い入れる時に当たっては、その雇い入れた後の支援というのが、ちゃんと企業にやってもらうところは当然やっていただくんですけども、それ以外のところで支える支援もあるんだよというところを企業が認識すれば、恐らく、こう言っては何なんですけれども、もう問題なく進むんだろうなという風な気はしております。ひとり親だから雇うとか雇わないとかという風なのは、多分そこまでのことは企業さんのご認識としてはない。ただ、ひとり親だからというよりか、その後の不確実性の部分が少しあると、採用にやや躊躇してしまう企業があるのは恐らくあるだろうと。そこは企業の当然の心理というか、それはひとり親だからどうのということではない話でございますので、若い方でもコミュニケーションに若干、人づき合い大丈夫かなというので採用がなかなか難しいというのと同じ話です。で、そのひとり親の方が持っている不確実性の部分を周りがいかに支えるというのがある一定程度整備されれば、恐らくそこが整備されると、多分ひとり親だからどうのという議論は実は余りなくなっていくのかなというような感じはございます。多分、そこが障害者と違うところでございまして、障害者は永続性のある障害があるので、それはずっと続く話ではございますけど、ひとり親の方はその整備が整えば、多分、企業さんって全く能力的に問題ない方であれば問題ない。その意味で、福田オプザーバーがおっしゃった、その意味で行政側でスキルアップとかもやってくれるとうれしいというのは多分そこに繋がっていくのかなと。企業側としてはスキルアップして能力があればそれは雇う、それは採用の普通の本質ですので、いい人がいたら雇うというのは本質ですので、ただそこに不確実性が混るとやや躊躇する部分も出てくるということで、その不確実性は行政で補えるところはやるということ。それはハローワークも、もう少し雇用指導の関係でやらなきゃいけない部分はあるのかなというのは自戒を込めての話なんですけども、必ずしもハローワークだけでもなかなか難しいかなというのは、担当というか現場で十何カ所のハローワークを持っている責任者としてはなかなか難しいかもという感触ではございます。

○森田副委員長 もう一つ、私は今、十代で出産して子育てしている親たちの支援に関わる研究を続けています。その中でも顕著に現れているのが、そんなに長時間働いたらとても子育てや家事はできない、簡単に言えば、家事、育児をバランスよくやってくれないので、そんなに長時間働けないということです。非常に厳しい職場の要請がある職場もあるでしょうが、でも、そうじゃない仕事もあるだろうし、慣れてくればかなりできる仕事もあるのだろうから、慣れるまで若い親たちを支え、時間をかけて見守っていただけないかというお願いです。最初は慣れないかもしれないけれども、

徐々に徐々に慣れてくるともうちょっと働けるようになるので、そういうところまで見ていただけるような仕組みというのは何かないだろうか、つくれないだろうかということですが、いかがでしょう。

○石井委員 恐らくそれに関連する話で、長時間労働等の過重労働につきましては、それはもう国としても、もしくはまさに東商さんとかは、会員の皆様方に過重労働とかを解消して、まさに福田オブザーバーの話にあった、魅力ある職場を作らないと人が集まらないんですね。人口減少化の中で労働人口が減っていますんで、本当に魅力がないと、企業さん、人が集まらなくて来なくなる。となると、自ずとそういったところは本当に、いわゆる流布しているようなブラック、国でいう使い捨てをやっているような企業は淘汰されるんだろうと。恐らくそこに関わってくるんですけども、今まさに副委員長がおっしゃったような、ある一定程度、長時間拘束されるような業種で、今のひとり親のお母様方、十代のお母様方が就かなきゃいけない現状があるというのは、多分、突き詰めていくと能力的なところ、職業能力とかを、じゃあ仮にそうではないような少し違った職業に就けるような環境整備が今あるのかどうかと。その中で多分、この中にも能力開発の話とかやや盛り込まれているのは、実はそこも重要なかなとは思っております。現状としてそういった職業に就かざるを得ない、それは能力が低いという趣旨ではなくて、チャンネル的に限られてしまっていてやや過重労働が多そうだなという、非常に簡単に言うと、飲食的なものとかを含めて、そういった職業に就かざるを得ないのは、もしかしたらそういった教育なり職業能力開発の機会が少し乏しいという風な現状があるのかなと。だから、そこまで含めて就労対策というのは考えていかなきゃいけないのかなと考えたら、この計画の中にそういった能力開発の部分も含めて書かれていると思いますけども。それは多分、在宅就業の話とか、訓練期間中の子育てのとか2期に入っていたりしますけども、だから能力開発も必要になってくるんだらうなというのは少し実感としてあります。そういったところじゃないと就けないとか、そういった環境も、実は裏にもしかしたらそういった職業能力開発の話があるかもしれないと思いますね。

○森田副委員長 色んな仕事が開発されるといいなと思います。例えば私が共同研究をしている韓国だと、本当に驚くのですが、職業訓練のコースが100ぐらいあるのだそうです、色々なコースが用意されていて、そこの中から自分で選択して資格をとる。あるいは施設にいうちに貯金をする、施設から出ていくときには倍額にしてもらえて、自立資金にできるんですね。そうしたインセンティブをつけて施設にいうことを保証していくと、短期間でもいいからそこで貯金をして、新しい資格をとって働き、出ていこうといったインセンティブが出てきます。将来への希望を繋いでいけるような何かそういう仕組みを作れないかなと思います。本当に元気な方もいらっしゃると思いますものね。

○高田委員 そうなんですよ。あるところ、その2年、3年で学校に行って、何も今、手

に職はないけれども、それが元で、そこの元のお金も無いんですけれども、とにかくそこに生活の、今、高等技能のほうでは2カ年いただけるものがありますけど、10万とか7万とかありますけど、そことは違って、もうオールマイティにやれることのところを応援してあげたら、例えば2年、3年でそこに就職ができて、もしかしたら国家試験に通るようなところに行って介護の方とかに行ってもらって、100万人も少ない介護職の方に就くとか、そこの仕組みがあればひとり親はもっと飛べるんだろうなと。それができなくて悶々としている。最初のお金もない、何もない、母子生活支援施設にいても、次がない。

○森田副委員長 もう2年で完全に自立しなければいけない。

○高田委員 そこになってくると、住まいも考えなきゃいけない、等々考えると、それでまた病気になっちゃったりとか。だから、何としてでもその2年、3年のところの援助というのができる仕組みを、もしかしたら学校に行く仕組みとか等々が今なくはないんですけども、でも生活の糧が、例えば学校に行ってしまったら今度、生活が困っちゃうとか、何とも中途半端なんですよ、実は。なので、そこが何とか、何百億あれば必要なのかわかりませんが、その100万世帯のお母さんたちがちゃんとした形で正社員になれるというか、就業が続けられる、それから子育てが終わっても自分が食べていける形のもの。ずっとバイト、パートでいたものが、子育てが終わっちゃったら年いっちゃってるんですよ、自分が、もう50ぐらいになって。そうではなくて、その前に、もっと前に、20代、30代のうちにもし、若いうちにそういうことができれば、とても将来もっと明るくなるのになと思って。

○森田副委員長 そうですね、無年金者がいっぱいできますから。

○高田委員 無年金者なんですよ。

○森田副委員長 私は、ひとり親の方たちが次の高齢期に無年金になられたら困るので、子育て期も働き続けられ、年金も受給できるように暮らしてもらい、将来を見通したライフプランを立ててほしいと思います。

もうひとつ気になっているのは、保育の問題です。働き始めたくても、恐らくこの委員会にご参加の府中市や目黒区でもひとり親の子どもの保育所入所率というのでしょうか、非常に低いだろうと思います。船橋市は、人口約60万ですけども、約5年前のデータですが、その時児童扶養手当受給世帯の該当者は100%保育所に入っています。入所の基準の作り方による影響なんだろうと思います。保育所に入れることで、きちんと次のステージの自分の生活を組み立てていくことができます。こうしたことは、政策の作り方だと思います。

保育サービスの利用に関して、東京都ではひとり親の優先規定の有効性はどれぐらいありますか。とくに3歳未満児では、よほど点数を加点しないと東京都では認可保育所には入所できません。

○ひとり親福祉係長 そうですね、状況把握のために区市町村調査もやってはいます、

まだ集計中なんですけれども、それで集まった中を見ますと、いろんな状況に細かく対応していくという基準になっていますので、就労の時間でポイントが全部変わってきているというところがあるので。簡単な分かりやすいところだけで言えば、ひとり親だと非正規の人が多いので、1日6時間の勤務というところ、そこはフルタイムよりポイントが下がりますので、そこにひとり親の優先の調整のポイントももちろんあるので、ひとり親だということであれば、例えば何ポイントかプラスされたとしても、その勤務時間の少なさのところ、相殺されて同じようなポイントで並んでしまうということですね。そういったような状況にあるようなところもありますね。

○森田副委員長 まだ完全に公表できる数字ではないですけど、10代の子育て調査を東京を中心にして102人の協力を得て実施し、いろんな集計分析をしています。その中で、認可保育園を利用したいと思った時と、実際に入れたときと、どれぐらい差があるかというのを計算してみたところ、ここにかんがりの差が出てきました。1歳未満では52.4%が入れています。けれども自分は保育園に0歳児で入れたかったんだけど入れなかった人は、48%ぐらいいます。大体約1年間ずつ希望と入所に差が出てきて、希望者のうちの半分ぐらいずつしか認可保育所に入れていないという数字が出てきています。入れない時に我慢し続けるような母親ならいいのですが、10代の母親は、一旦だめだと言われると関係をスパッと切ってしまう子が多いので、こうしたことの後は、申し込みしないことにしてしまう。援助を求めたときにきちんと入れる仕組みというのはとても大事だと思います。3歳を超えると75%が入れていますが、ということはまだ25%ぐらいは入れない現状です。保育所に入れなかったら仕事も開始できないし、企業の方もなかなか事業所内保育を開所できない。一方で事業所内の託児機能を持っている職場で、なかなか継続的に勤務できる職場はない。継続して働き続けられるような仕事を探してあげたいので、そうすると保育所にまず入れられないと仕事にはつけないということになります。本当につらい状況が今起きています。まずは、このようにどうやって働き始めていくのかというところが難しいですね。

○前澤委員 そうですね、府中は0から2の待機児が多いんですね。ここ10年で、府中は認可、認証保育所、11施設増やしてきて、約千二、三百人の待機児を解消してきたところなんですけど。25年度当初は、3年前から183、181と減ってきたんですが、今年度、26年度、認可保育所と認証保育所を2施設増やしました。けど、50人ぐらい待機児が増えまして、今年の4月1日はたしか二百三十幾つ、今、新制度の関係で待機児解消プランの関係もございまして、ニーズ量というのは素直に出てきています。0歳から2歳までで潜在ニーズも含めて約三百幾つ、今の待機児の1.5倍ぐらい多い数字が出てきているのは確かですね。

就労の問題もございまして、あと年齢の問題もあると思いますね。なので今後、仕事もないけど、アルバイトしたいけれども、3歳児、4歳児なら空いているからすぐは

入れるよというケースもあるでしょうし、一番最初は保育にかけるという今までの提言の中で、その部分で審査を、就労時間、その親の勤務時間等が最優先されてきていますので、その後のポイント、ひとり親家庭のポイントになってきますので、現状は難しいのは確かだとは思いますが。ただ、母子の養育困難家庭というのは子ども家庭支援センターでも話をして、必ず毎月空き状況がある中で、前もこの会議でお話ししたかもしれませんが、必ずそれを実施して、保育の必要性がある子に関しましては、私たちが支援課で保育課とはまた違う課なんですけど、この子についての入所依頼というのは、同じ部内なんですけどもそれをかけて、それを入所選考の中に含めていただいて上で審査をしていただく。でも、優先順位から多分、どこの今、自治体もポイントの組み方というのはほぼ同じような形にはしていると思うんですけども、外れてしまうというのが現状ではないかなと思いますね。

なので、私どももここで計画を立てまして、待機児を解消するその国の待機児解消プランに合わせて、29年度ゼロにするためには7から8の認可保育所をつくっていかなければいけないんですね。今の幼稚園さんが連携型の保育園を組んでくれないということもあるので、0から2の小規模保育所をつくったとしても、今度は3歳からの受け入れがなくなってしまう。すると、煙突型の0から5歳の保育所を整備していかないと、国が言っているゼロ達成はできない、計画を作られちゃた感じがあります。

少子化、少子化、人口減、人口減と言っていますけど、府中ってちょうど住みやすいところなんだろうかな、出生率も毎年、2,200、2,300の数値を出してまして、合計特殊出生率も東京都さんより多分いいと、1.35、36をキープしていて、あとは流入の人口が多いんですね。だから、うちも総合計画とかで人口減を見ているんですけど、そんなにピークが今じゃないんじゃないかと、今のこの5年間の計画の中は横ばいで行きそうな流れがありますね。だから、あとは、うちはまだ西のほうにマンション建設とかそういうものもありますし、そういう中で認証保育所も作っていったり、そういう計画を立てざるを得なくなっていますので、待機児解消については今、府中市の中でも上のほうの施策の一つにはなっていますので。

○渋谷委員 母子家庭は入れない。

○前澤委員 母子家庭の数は、結構入っていると思います、うちは。

○渋谷委員 ああ、そうですか。

○前澤委員 はい。あとは、言い方が悪いかもしれませんが、お子様のそういうことには関心がない方、それを私たちの支援課のほうの子ども家庭支援センターのほうで入ってもらって、とりあえずそこでお子さんの養育をしていただいてという方に運ぶのが支援課の方の仕事なんですね。あと、うちは病児、病後児保育も病院と保育園の2カ所でやっているの、その急な時には結構預けていただいて、お母さんたちが仕事に行ける環境は作っているんじゃないかなと。あとは、うちもすごい優しい母子

自立支援施設がありますので、意外と真ん中、東、北と3カ所に、結構、融通が利くというか、制度上使える施設があるので、結構使われていると思いますね。あと、児童扶養手当を受けている方は減免措置をとったりとかもしていますので、一応働きやすさはあるのかなとは思いますが。ただ、この先のニーズと提供量は全く読めないですね。

○森田副委員長 フルに最初から働けない人たちは、入所基準の点数が低くて認可保育園に入れません。働き初めというのを特別に何らかの形で支えていくという方式がないと、最初のところでつまずいてしまいます。自分の父母や家族に支えてもらうことが難しい人たちなので、働き初めをどう支えてもらうかというところがすごく難しく、そこさえソフトランディングさせてもらえれば、何とかこの人たちもちゃんと働き続けられるのでしょ、うに、もったいないなという気がします。

○高田委員 私なんか、練馬から品川に越したときに、即、保育園には入れなくて、保育ママさんに預けて、そちらにお世話になって、大変でしたけれども、その後に保育園に入れていただいたので。

あと、もう一つ、その出版会社に長く勤めましたけど、大変に企業の、会社が理解をしてくださって、子供が病気になったりけがになったときとか、もう半日、半休でいいよとか、そういう、それはとてもありがたいなと、今振り返ってみると。そういう支え、企業がそういう気持ちになかったら、もちろん一生懸命働きますけども、そういうのがあってとても、私も両親が仕事を持っていましたから、だからとてもおじいちゃん、おばあちゃんに預けるのができなくて、そのときに保育園に預けていても熱が上がれば迎えに行かなきゃいけないとか色々あるじゃないですか。そのときも企業さんが理解してくれて、それはとてもありがたかったと、今思い返すとありますね。

あと、自立支援のところでは、よく知っている方でお家賃が払えなくなったからとかいうときに、女の子は結構、品川でも即、受け入れてもらったんですけど、男の子がいるところがなかなか難しく、実は。もう中学生ぐらいになるとダメになっちゃって、小学生ぐらいまでの男の子だったらいいよって結構言ってくれるんですけど、男の子だとそこで随分、男女差で厳しいなと。あと、多産で4人とかいると部屋が狭いから無理とか言ってお断りみたいな、そういうのを聞くと、なかなかこの自立支援施設のところも、もちろん住居のスペースもあるからだと思うんですけど、本当に困っている人たちが受け入れられないというのは、住居がないというのと仕事というのがすごくこれ大きいですね。ものすごく大きいですね。

○森田副委員長 ちょうど住宅の方がいらしているので教えてください。韓国では住宅支援にも取り組んでいます。例えば、1棟丸ごとどこかの法人が借り上げて、管理人もおかず、そこは母子家庭だけが住める住宅ということで提供するという事業。今、入り口のところでオートロックになっているマンションがありますね。韓国のソウルには結構そういうマンションがあるので、1棟丸ごと法人などが借りて、そして安全な

状態にして又貸しすることも始まっています。要するに施設からグループホームに行き、グループホームから、そういったシェアハウスみたいな状態のところに行って、自立というか、地域の中で暮らす順序をスモールステップで進めていくことをやっているところが出始めてきています。東京都には、母子専住みたいな施設以外には何かないのですか。

○陰山委員　そうですね、都営住宅なんかも昔は母子住宅とか福祉住宅というのがあったんですけども、一つのカテゴリーに分けた形での住宅ではなくて、全て広い門戸を広げてやるという形で今やっております。今のところ、ひとり親だけを対象にした住宅というものを整備するという予定はないですね。

○森田副委員長　私はとても気になっていますが、ひとり親というくくり方についてです。男女平等という観点では当然の見解ですが、施策では丁寧に取り組むことが求められます。調査結果の中にも、DVで逃げてきている人たちが、母子、父子と両方になることによって相談の場も、男性と一緒に相談するということに対してすごく怖いということを訴えていらっしゃる方も出てきています。それから、住宅では、隣の家がどういう家なのか分からないという中ではとても安心して住めないから、何かそういうシェルターに行きたいんだという場合も出てきています。全部ケアしなくても、そういうスペースが確保できれば自分たちで暮らしていけるとすれば、もう少し多様な配慮が住宅政策ができないだろうかと思います。

相談の場や住まいも、父子家庭とか母子家庭とか、ある意味ではそういう全部一緒にすることの平等性と同時に、そこから、その中で非常に傷ついている人たちがピアな関係で一時的に避難できるような、そういう場所を、住宅施策として提案していくことはいかがでしょう。

○陰山委員　そうですね、都営住宅という形ではなかなか難しいかもしれませんが、かなり今、一般の住宅で空き家が増えているという状態の中で、そういったものを活用しながらそういった方の施設なりそういうものを地域に設けていくというようなことは、やり方によっては可能なかなと思います。

○森田副委員長　私、昔、東京都で20年ぐらい前、総合計画づくりの委員会に出させていただいたときに、子育て支援住宅みたいなのがあってもいいのではないかということを行いました。その計画は幻の計画になってしまったのですが、当時は、ノーマライゼーション花盛りで、「今は当事者が集まって暮らす時代ではなくて、もっと一般施策でやるべきだ」と反対が強くだされました。でも、DVなどの傷つき体験というのは非常に生活の中で苦しい体験なので、それが回復していくまでというのは、特別な住宅があってもいいと思います。韓国のシェアハウスもそんなに大きな規模ではない、渋谷先生も見学されましたか、5階建て10室ぐらいの建物です。それぐらいの建物を専用住宅にするというのは考えられないでしょうか。

○栗原委員　そうですね、いろいろ考え方があると思うんですね。今、現状として、実

は母子生活支援施設、全部ではもちろんないんですけども、そういう意味では空いているところもあるので、心理ケアだとか相当、都の方も独自の補助などをしながら、そのDVの被害を受けたお母さんだけではなくて子供の支援もできるような体制を強化しているので、できればもっともっと母子生活支援施設を活用してほしいと、暫定定員のところもあるので、そういった思いはあります。

あわせて、先生がおっしゃった、韓国のその体制がよく分からないんですけども、一つには、その子育て支援というカテゴリーであれば何かそういった考えもなくはないのかななんて思ったのと。それから、確かにDVの方であれば隣が誰かというのは気になるのかな、なんていうのは、改めて思ったところなんです。一方で、何かそういう福祉の必要な人を1カ所にまとめていくというのがどうなのかなというようなところが気になって、そういったところは十分に議論をしていく必要があるのかなと。

とにかく今は、母子生活支援施設も空いているところがあるので、できるだけ、そういったケアができるので、ぜひまずは活用してほしいなど。一応、今、各区市とも2年というところがある、概ね自立支援計画を立てるに当たって、計画を立てるがゆえに無期限に計画を立てるということはある得ないと思うので、まず2年というのはそれなりの計画なのかなとは思っているんですが。渋谷先生もおっしゃるようにアフターケアも、要するに、かしわヴィレッジだけでなくてどこの母子生活支援施設もアフターケアも本当にやったださるので、そういう意味では引き続きの部分があって、確かにアフターケアのそのやり方とか内容は違うのかもしれませんが、まずは本当に母子生活支援施設をもっともっと使っていただけないのかなというような思いがありますね。

○前澤委員　今、母子自立支援が空きがあるっておっしゃったじゃないですか。重篤なDV被害者の方とか、ここで避難したいとか、うちが相談受けるんですよ。そうすると、避難したいというところで、お子様のメンタルのケアもできる施設をという相談の中で話をするんですけど、先ほどの仕事もそうなんでしょうけど、長続きしない、何かあるとキレちゃって辞めちゃうというところもあるのか、今の若い世代のお母さんたちというのがそういう集団生活を余り好まないんですよ。みんなとそういう風に合わせるのは嫌なんだとか、そういうことを言って入所を、今空いているからこういうところで2年間ぐらいという話もするんですけど、それはというようなことをおっしゃる方が最近はいかなとは思いますが、その空き状況があるという風な中で。だから、それはDVに限らず養育困難の家庭の方もそうなんですけど、とにかくみんなとは一緒に生活できない、じゃあどうするのって言うんですけど、じゃあいいですって帰っちゃって、じゃあ相談に来た意味がないよねと。また、福祉から連絡してどうなったのという、どこどこに行きましたとかでもう一切連絡がとれなくなっちゃうような方も見受けられますね。

私、去年からなんですけど、去年、今年と、前いたときのほうが皆さんそういう施設

を頼って入って行って、重篤な方が広域、他県にお願いしたりとかいうケースもありましたが、最近は何か施設に入りたがらない。

○栗原委員 そうすると、もう今のお話のように切れてしまうケースも多くと。

○前澤委員 本当は他県から逃げてきて、こっちで考えていて、そうしたら嫌だと、結局戻っちゃいます。旦那も拘留されるぐらい結構ひどかったんですけど、そういうのが2、3件続きましたね。

○渋谷委員 施設という垣根が結構あるんじゃないかなと思うんですね。それで、うち、新宿は二つともいっぱい、常にいっぱいなんですけど、うちは緊急一時保護の利用率が非常に高く、緊急一時保護の1カ月の間に雰囲気を見て皆さん、もう緊急一時保護に入った方のほぼ100%はうちに入所したいと。多分、施設のイメージが全然違うので、ほとんど子育て支援つきマンションみたいな。だから多分、森田先生のおっしゃっているところも、今マンション自体でも子育て支援付きのマンションみたいなことを開発しているところが結構あると思うんですけど、それを、施設というところを私としては活用していただきたいという立場で、もちろん私たちがいろいろ変えなきゃいけない部分があるという立場なんですけど、それと同時に、緩いというか、その施設云々から自立計画表を作らなきゃならないとか色んな、健康診断とか、あと門限があつてとか、そういう緩いところじゃないところの子育て支援付きの何かこういう住宅で、しかもそれがマンション、高所得者しか入れないようなところじゃなく、そういうところが、私も韓国に行ってきた、すごい、こんな所があるんだというところを見てきたので、そういう部分の所で、もちろん私たちが母子生活支援施設の垣根をもう少し緩くしたり広げなきゃいけない部分もあると思うんですけど、本当に、区の中でも、いや、母子生活支援施設なんて絶対に嫌だという、窓口に来て言っているとき、新宿の場合は一度、じゃあかしわに行ってみればと言うと、来るともうすぐその日に申し込みみたいなことにもなるので。私たちの姿勢もそうだと思いますけど、少し違う方法でそうやって子育て支援付きの何かみたいなのところも、実際は難しいんだとは思うんですけど。

それと、あと、管理的なところも結構ありますので、そういうところでとか、あと、今はそんなにないですけどお風呂がなかったりとか、共同のお風呂はさすがにもうなくなっただと思いますけど、そういうところもあるので、そのあたりも、施設面もかなり新しくなっている部分はあるんですけど、施設面でとか、あと一番大きいのは門限だとか、そういうところがネックになって入所しない方も結構いらっしゃる。

○森田副委員長 入所型で保護型の施設というのは、母子生活支援施設としてある程度この東京の中にも出来てきています。退所後、地域に出た時の保育や、色々な相談や、あるいは暮らしの安全面というようなことを今度は全部自分でそれをコーディネートしていかなければならない。そのハードルが高くて、せつかく2年間に作ることができたものが崩れてしまったりすることも多い。また、そこにもたどり着けなくて、本当

に安い賃金のところで働き続けて、心身ともに病気になってしまうというようなケースも出ています。ひとり親の場合というのは、適切なケアをすれば自立に向かえる人たちなので、もったいない、社会的損失だなと、私は思います。そういうところを東京都としてしっかりケアできたらいいなと思います。私が、最初に申し上げた高卒資格を母親が取得するというのも、町村部には東京都の管轄だから希望者があればできるという話でした。新宿区もやってくれば、かしわビレッジが受けられますね。できないでしょうか。

どういう風にすれば、新しい取り組みとして自治体の中で制度が始まり、そのことが自治体に広がっていき、ひとり親になられた方たちに応援ができるんだろうかということをととも思います。

○栗原課長 町村部のところは、直接、東京都がやるとなるとどうしても町村部のところしか手が出せないというところなんですけども。当然ながら、各区市さんでも考えていらっしゃると思うし、東京都がやれば、そういった取り組みであるとか、取り組んでいる中で色々ないいこともあるだろうし、難しい面もあると思うので、そういったところを色んな母子生活自立支援員さんの研修であるとか、そういったいろんなチャンネルを使って情報共有をしながら、都としてはいいですよという形で普及というか進めていくという形になるんでしょうけども。区市さんの実施はそれ以上、都から強制をして何が何でもやれよという、そういう立場ではないので、そういったところをやりながら、できる限り取り組んでくださいというようなお願いベースで話をしていくことになるのかなと思っていますけども。

○森田副委員長 ぜひ増やして欲しいところです。もう諸外国では、ひとり親であっても高卒資格取得というのはある意味では当たり前の社会になっています。その後の専門教育のところにも支援するという取り組みが、アジア諸国でも多様に試みられているので、ぜひ東京都では、そういうモデルが出てきてほしいと思います。それは、母親に対してやるというよりも、その家族が自立していくときに非常に大きな力になるし、それから次の世代連鎖を防ぐという意味で、親がきちんと学ぶという姿勢を子供たちに見せるということは最高の私は教育だと思うので、ぜひそれが実現したらいいなと思うんです。

私が勤務する大学には2部があって、2部の中に児童養護施設の出身者や、あるいはひとり親で子供を育てながら2部に来ている学生もいます。その子は家族が支えてくれているのですが、そういう学生たちを見ていると、恐らくこの学びがこの子たちの将来を開くのだらうなと思います。ぜひそういうチャレンジの具体的支援をお願いしたいと思います。多分、それがまた支えになっていくと思います。

○栗原委員 確かに先生おっしゃるように、先ほども事務局からの説明もありましたけども、都のほうでは児扶手当相当の、ひとり親家庭の子供に対して塾型と家庭教師型の、規模からいえば本当に小さな規模ですけども、そういう学習支援をしている。そ

の中で感じる場所は、学習経験というか環境というか習慣というか、そういったものがなかなか子供自身、家庭自身、余りなくて、だから、この事業をやることによって極端に学力がぐんぐん伸びて東大を目指すほどの学力になるというわけではないにしても、学習習慣がついた、勉強って結構おもしろいんだなというようなことが分かったというところはございますので、先生おっしゃるように、親がこういった卒業資格を取得すると、親の姿を見て家族ともども学習意欲がというようなところが、おっしゃるとおりあるんだろうなと思っています。

○森田副委員長 この夏に、韓国で、国や行政や当事者団体、支援者たちと一緒に10代の親の人たちの支援について国際シンポジウムを行いました。その時に、韓国で10代で出産した親が二人報告をしてくれました。そのときの発言が非常に私は印象的でした。その二人は、大学への進学を母子生活支援施設を経て経験しています。母子だけの生活を地域で支援しているひとり親支援センターというところが、夜間のいわゆる、東京都の夜間大学や市民大学のような取り組みをやっているところ、そこで学ぶ時は子供を預かってくれます。その学習会に、地域で暮らす母親たちが集まってきて、そこで学び、終了後わずかな時間を使ってお互いの状況を相談しあったり、子供の様子を見てもらう。この活動がととてもいいと言われます。それはなぜかというと、子供たちがここで保育されている間、自分が学んでいるんだということをきちんと伝えられるということがとても重要だと言っていました。そういう中で自分の将来をきちんと考えていける、これは大きいなと思いました。色んなタイプの人がいるけれども、そういう人たちが一人でも二人でも増えてくることによって、生き直しというのでしょうか、自分の暮らし方をもう一回、組み立て直していくということにその場がつながっていると感じました。

○松山委員長 今、学習支援のお話になりましたので、親御さんの学習支援は、あれは区市でやっていただかないとなかなか、直接、補助金が国のほうから区市にいく制度です。その中でもう一つ、子供の方の学習支援で、都の方でモデルでやっている事業はあるんですけれども、今後、多分、地域の中では生活困窮者の方の学習支援の話も出てきますし、もう一つは教育、文科省がやっている事業で、学校の方で学校についていけない子に対する支援事業というのもし出てくる。来年度、じゃあ、区市の方でどこかにひっかかれば、ひとり親の方はいいんですけれども、その辺はどうですかね。目黒区さんはどういう方向に行くのでしょうか。

○酒井委員 今のところは具体的なプランはありません。まず、私共の部署はひとり親家庭の担当ですが、対象がひとり親家庭だけでいいのかという課題があります。それから、生活保護の担当部署ですと、生活保護世帯は把握できるのですが、それに近い世帯の方たちをどう把握するかということが課題になっていると聞いております。また、教育委員会は、ひとり親家庭や家庭の経済状況とは別の観点から学習支援を行っております。課題がそれぞれの部署で異なるので、区として何らかの事業を行うとい

う話をまだ始められていないという段階です。

子どもの貧困対策に関する大綱では、貧困の世代間連鎖を断ち切る手段として教育支援が掲げられています。では、具体的に地方自治体がどのように取り組むかとなると、対象者をどうするかというところからまず検討を始めなくてはなりません。

東京都の学習支援、塾や家庭教師派遣型のデル事業はよいと思い、教育委員会事務局にこの事業を知っているか尋ねたところ、初めて聞いたとのことでした。子育て支援やひとり親支援の部署に教育支援を求めているらっしゃる保護者の方はほとんどないのが実情です。一方、学習のことは学校に相談するのが通常の流れだと思いますが、ひとり親家庭向けの学習支援の情報が、教育庁を経由して区市町村の教育委員会に行くことはないのだと気づかされました。ただ、ひとり親家庭に限定した情報は、学校においても周知しづらいのではないかととも思われます。

今後誰かがイニシアチブをとり、様々な部署の課題を調整していくところから取り組まないといけないという問題意識を持っております。

○高田委員 私は、地区母子会のところで、実は品川区は数年前からこの学習支援のことを母子会のほうから予算化してくれということを子育て支援課のほうに申し入れをして、昨年度、サマースクールという形で10日間だけ、それから今年度は高校生まで、小学校の4年生から高校生までを2カ所で、地域センターを使って2カ所の場所でやってもらっています。これ、20日間なんですけど。それと、もう一つは、この都の方からいただいているのが、「のびすく」という形でやっているんですけど、これも先ほどからお話あるみたいに、派遣型のものは特に3倍強だったと思うんですけども、募集をかけましたら大変望まれていて、私も私もという形で来たんですけども。40人が限度、マックス、なかなかそれが叶いませんで、中学3年生までを対象に、トライ型の形で家庭教師をやったんですね。あとは塾方で、立川で、40人やらせてもらって。大変にそれは、実はずっと願っていたことなんですけれども、この学習能力の最初のところ、本当は小学生の頃にもう少し支援ができていたら、塾に行く子がたくさんいる中で、なかなかひとり親のお母さんの子供は経済的にまず無理であるというところから、大変声も上がっていました。でも、予算がなければできない。それは、区のところの子育て支援課の方をお願いするのが一番先、そう思っていましたし、高等技能のときもそうでした。品川区、15年のときにはできていなかったの、16年のときをお願いして、17年からそれが予算化になったと。声を上げていかなきゃいけないというところでは、実は今、目黒区さんも府中市さんのところも母子会がないんですね。何とか私はしようと思っていますけれども。

地区会のところで実は、区と市のところとお話ができているところは、色んな情報交換、連携もできる、ここが困っているんですということを声が出せるんですけれども、そこがないと大変だと思うんですね。市の方も区の人、逆に言ったらそういう声がどうしてもいいか分からない状態になってしまうと思うので、そこも私は、全体に

今とても減ってしまっているのに、増やしているところなんですけれども。

特に子育ての中の学習支援というのは、本当に次の子供たちがそのきっかけになってくれて、先ほどお話がありましたけれども、東大目指すではないんですけれども、まず学習って楽しいよねというところを本当にボランティアの大学生さんとか元教師の方たちとかが本当に身近に教えてくれることで、子供たちがとてもお勉強が楽しくなっていて続けられるというのがすごい大事なことです。それから、もちろん中3とかになってくれば受験のことも視野に入れて、次の自分の将来ということは子供たちが見られるようになるんじゃないか。そのところを何としてでも人数を増やしてもらいたい、予算化してもらいたいというのが、それは市区町村のところでお願いしたいことなんですけれども、ぜひともそういう形のものを子供たちに提供してもらいたい。全部が全部は無理かもしれないけれども、できるだけ地域でそれやってもらうことが、身近なところの子育て支援課さんのところに行けば相談に乗ってもらえるとかというところは。とても敷居が高いって言われるんですよ、よく母子会では、なかなか役所に行くのがとか、休んでは行けないとか、いろいろ言われるんですけど、ただ、自らが言っていないと、ここが困っているということを言わない限りは届かないよというところがありますし、東京都のところで、私は全体のところでは、その声を集めて持っていきたいと思っていますので、どうぞまたご検討いただけるように、皆さんが、よろしくお願いいたします。

○松山委員長 実は今、目黒区さんの方から出た意見・状況というのが、国の方の子供の貧困主管課長会でも同じような状況になっていまして、国の方は三つの制度があるわけですね。ひとり親の制度と、今度の新しくできる生活困窮者の制度と、文科省がやる制度があって、三つ同じようなところを対象にしているんですけど、どこかでひっかけてくださいというような話になっているので、その辺は、今、生活福祉部さんのほうで生活困窮者の方に色々調査されておりますので、その辺とも連携をとりながら、区市町村さんの方でやりやすい形でやらないと広がっていかないんで、こればかりは。私どもとしては広げることが、ということでもいいんですよ、生活福祉部さんで。

○福留委員 今、子供の健全育成事業は、生活保護法の関係で生活保護家庭を対象に、たしか都内で11区市だと思うんですね、これをどれだけ広げていくかということだと思うんですけれども。一方で、今度、生活困窮者自立支援法の方に位置づけられて、被保護世帯のほうも新法の方に位置づけられると。今度、新法での対象が、保護世帯だけじゃなくて、保護に引っかけられない程度の低所得世帯まで広がっていくと、そこもどこまで補足できるかという話があるんですけれども。そういった流れの中で、対象も広がって新法に位置づけるというところで、取り組みをもっと広げていっていただかなければいけないということで、区市さんの方にも色々情報を、こちらも国の情報とかを提供させていただきながらなるべくやっていってくださいよとお話ししてい

るところで、たしか今現在、14区市ぐらいですかね、若干、今増えていくような状況にあると思います。

ただ、新法、27年4月1日からですので、これが最初なので、ここから順々に年を追うごとに、多分、各区市さんのそれぞれの取り組みというのを、我々も間に立って普及啓発しながら、なるべく広げていっていただくという方向でこれからは考えていかなきゃいけないと。ただ、子供の健全育成事業についても、具体的に国の方でも今どういう風に4月1日以降、考えているのかというところがまだ明らかにされていなくて、12月の終わりか1月ぐらいになってやっと、多分、政省令とかそういったところで具体的なものが出てくるかなというところで。多分、この何回か前のこの委員会の中でも生活福祉部から説明させていただいたことがあるかと思いますが、状況はまだ変わっていないで、我々も国の方に早くそういった具体的な考え方とかを示してくれと、それでないと区市町村さんの方も準備ができないだろうと、間に合わないですよというお話は、つい先ごろも緊急提案とかを行って働きかけているんですが、なかなかまだ新しい情報が出てこなくて、我々もその辺は、引き続き情報収集に努めていきたいというところでございます。

○松山委員長 ですので、結局色んなところの部署に色んな政策が分かれてしまっていて、ひとり親というどうしても子育て支援課さんが担当していらっしゃるところが多いんですけれども、生活困窮者の方は生保部局というか生活福祉部局のほうでやっていて、まさに教育の方は教育の方でやっていて、あと周知に関しても、なかなか結びつかないといっても、実際、住民票のところですか、そういうところと連携しなるとなかなか周知というのは難しいのかなと。ですので、区市においてそういった連携体制の強化というか、一つのところだけでは多分、完結しないのかなと。ですので、今言った、多分、教育の部分だけでもそういう問題が出てきますし、就労についても保育と結びつかないとうまくいかないとか、多分みんなどこかで連携して、区市の中 devenir べくそこが連携して一時的にどこかで対応できる、対応できないにしてもすぐどこかを紹介できるような体制をつくっていかないと難しいのかなというのが、多分落としどころかなと、今回の。

○森田副委員長 私は、二か所関わっている学習支援の場があります、1か所は生活保護受給家庭の自立支援です。被災地では2つ軽食付き自習室の運営をしています。また行政とのネットワーク活動ということを検討するために、仙台市で貧困家庭の子どもものの学習支援にも関わっています。その場となっている仙台市は今、中学校の準要保護と、生活保護の受給世帯子どもを対象にした学習支援をスタートさせました。学校の方で、チラシを子供に渡してもらって、あとは親と子供が話して行くということを決めたら学びの場に連絡をして通って来るという仕掛けになっています。実際のところ、来ている子供の八、九割はひとり親だということです。

もうひとつは、千葉県の八千代市の事業ですが、初めて約10年近く関わっていま

す。これは生活保護の中2、中3を中心として、家庭訪問をしていくときに一緒に自立支援員という形で一人、臨床心理士を雇用していただいています。その人はケースワーカーと一緒についていき、こういう学習の場をやっているのでは来ませんかという形で誘ってもら。結果としては100%ひとり親です。

このように、結果的にはひとり親家庭に全部収れんしていくのですが、仕掛け方というのは違ってきます。ひとり親と生活保護受給家庭とすると、あまりに多くなります。実は、ひとり親の相談担当のところ、いわゆる児童扶養手当の受給の申請に来られた方たちの中の中3生に働きかけてほしいという話をしたんですけども、実際のところは、生活保護の方の生活自立支援員が今、専門的に学習支援をやられるようになってしまったので、今度は生活保護を受給していないひとり親の方は利用できなくなりましたので、今おっしゃったような三つの、教育委員会と生活保護とひとり親ということ、子供の側からトータルに支援活動をするというのが難しい。誰がイニシアチブをとってどこの予算でやるかによっては、なかなかひとり親という枠組みでは入れてもらえないのです。

市民レベルでやっているときには、それが多少どうであろうとみんな受け入れていくわけですが、行政でどこかが担当するとなってしまうと、その人がどこから来た人なのか、どういう形でそこに利用で来ているのかといったことが大きく問題になってしまう。この辺は、枠ができるだけ緩やかになるような通知文なり、あるいは全体に利用できるような形にしないと、せっかくの制度ができることによって逆にみんな落ちていってしまうみたいな形になると、もったいないなと思います。でも、子供たちは実にそういうところで学び始めていくと、渋谷先生ところのかしわヴィレッジなんかも、かしわ塾に来ている子供たちが学びの意欲をそこでつけていきます。本当にそういうところで、子どもたちの学びの場が展開できて、枠組みがもっとと広がっていくといいなと私は思います。

○松山委員長 ありがとうございます。

今回、資料3で示した内容については、ほぼ議論が出たかなと思います。今後、いただいた意見を踏まえて、計画（案）の方を作成して参りたいと思います。

もう時間になりますので、本日の委員会の議事は以上で終わりたいと思います。

では、事務局から、今後の予定などをお願いいたします。

○ひとり親福祉係長 次回、第4回目が最終の委員会になります。開催の時期は1月の下旬から2月の下旬ぐらいを予定しております。その前に、次は計画の計画（案）ですね、案ということで作りまして、なるべく事前に皆様のところへ送らせていただいて、見て、目を通していただいて、最後、確認と、あとご意見という形の会にしたいと思っております。

日程調整表を置かせていただいておりますので、もしこの場で予定を把握していられれば書いておいていただいても結構ですし、職場等に戻らないとわからないとい

うことであれば、メールでまた日程表を送らせていただきますので、そちらでご回答いただければと思います。

以上です。

○松山委員長 では、本日は長時間に渡り、ありがとうございました。

では、これで終わりたいと思います。

(午後 7時56分 閉会)